

「第2次平戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改訂（案）及び平戸市地球温暖化対策実行計画（重点プロジェクト）（案）」パブリックコメントの実施要領

1 趣旨

平戸市は令和2年4月に「ゼロカーボンシティひらど宣言」を表明しました。その宣言では、市民や事業者、行政が一体となり、その実現に向け様々な取組みを実践することとし、令3年3月には「第2次平戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定したところです。

政府も、令和3年4月に2030年度の温室効果ガス排出削減目標を新たに設定し、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減することを目指し、更に50%の高みに向けて挑戦する」と表明しました。

今回、本市も2030年度の温室効果ガスの排出量を対2013年度比60%以上、2050年までの市全体の温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を実現するために、令和12年度（2030年度）温室効果ガス排出削減目標を中心とした「第2次平戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改訂（案）」及び、2030年度までに重点的に取り組む施策を体系化した「平戸地域脱炭素重点プロジェクト（案）」を取りまとめたところです。

そこで、平戸市パブリックコメント手続事務処理要領（平成20年平戸市訓令第35号）に基づき、「第2次平戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改訂（案）」及び「平戸地域脱炭素重点プロジェクト（案）」を公表し、広く市民の皆様等（※）からご意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施します。

（※）「市民の皆様等」とは、次の者の方になります。

- ・本市の区域内に住所を有する者
- ・本市の区域内に存する事業所等に勤務する者
- ・本市の区域内に存する学校に通学する者

2 意見募集対象

「第2次平戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改訂（案）」

「平戸地域脱炭素重点プロジェクト（案）」

※上記は、相互に関係性を有する計画等のため、同時に意見募集を行います。

3 募集期間

令和6年3月6日（水）から令和6年3月27日（水）まで（必着）

4 資料の閲覧場所

本案は、下記の場所で閲覧いただけます。

- ・市役所ホームページ
- ・情報公開室（市役所本庁1階 市民課前）

5 意見の提出方法及び提出先等

「意見提出用紙」により、郵送、ファックス、又は電子メールのいずれかでご提出ください。

なお、口頭（電話）でのご意見はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

【ご意見提出先】

(1) 郵送の場合

〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3 平戸市市民課 宛

(2) ファックスの場合

FAX：0950-22-4241

※送信票の添付は不要です。「意見提出用紙」をそのまま送信してください。

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kankyoseisaku@city.hirado.lg.jp

6 その他

皆様からいただいたご意見につきましては、意見募集対象である計画等の改訂や策定の参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしません。

ご提出いただいたご意見については、個人情報（氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等）を除き、全てを公開される可能性があることをご承知おきください。ただし、ご意見中に、個人等に関する情報であって特定の個人等を識別しうる記述があるおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

ご意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務のみ利用させていただきます。